

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
<b>規 則</b>	
○風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則..... (都市計画課)	35
<b>告 示</b>	
○有害図書類の指定..... (生活文化・青少年室)	36
○特定非営利活動法人の設立の認証申請..... (生活振興課)	36
○大規模小売店舗立地法第6条第1項(変更)の届出..... (地域産業課)	37
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)の届出(2件)..... (地域産業課)	37
○肥料の登録の有効期間の更新..... (農業改良課)	39
○肥料の登録事項の変更の届出..... (農業改良課)	39
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	39
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	40
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	40
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	43
○河川区域の指定..... (河川課)	48
○山村振興法による市町村道の代工事の開始..... (道路計画課)	48
○道路の区域の変更..... (道路整備課)	48
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	48
○公有水面の埋立ての免許の出願..... (砂防災害課)	49
○都市計画の案の縦覧..... (都市計画課)	49
○都市計画の変更の案の縦覧..... (都市計画課)	51
○市町村の決定に係る都市計画に関する図書の写しの縦覧..... (都市計画課)	51
○市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の写しの縦覧..... (都市計画課)	51
○補助金等の交付に関する権限の委任の一部改正..... (出納局総務課)	52
<b>公 表</b>	
○知事表彰の受賞者..... (人事課)	52
<b>支庁告示</b>	
○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し.....	52
○特定調達契約に係る入札の公告.....	52
○建築基準法による一定の複数建築物の認定の取消し.....	54

○特定調達契約に係る入札の公告.....	54
<b>札幌医科大学告示</b>	
○一般競争入札の実施.....	55
<b>道十勝森づくりセンター告示</b>	
○一般競争入札による道有財産(土地)の売払い.....	56
<b>道教育庁十勝教育局告示</b>	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	57
<b>道選挙管理委員会告示</b>	
○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正.....	59
<b>道公安委員会告示</b>	
○遊技機の認定及び型式の検定等の告示.....	59
<b>道警察本部告示</b>	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	62
○一般競争入札の実施.....	63
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	64

## 規 則

風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成15年11月14日  
北海道知事 高橋 はるみ

**北海道規則第123号**  
風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則  
風致地区内建築等規制条例施行規則(昭和45年北海道規則第77号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 独立行政法人緑資源機構  
(4) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

第7条第13号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

試されるあなたの運転の大地へストップ・ザ・交通事故死

北海道告示第1958号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成15年11月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

図書類の種類	図書コード等又は日本ビデオ倫理協会審査番号等	図 書 類 の 名 称	発行人、制作所、受審会社等
雑 誌	13991-11	COMIC バズーカ	2003年11月号 辰 巳 出 版 株 式 会 社
同	16151-11	Chuッ スペシャル	2003年11月号 株式会社ワニマガジン社
同	13881-11	COMIC び〜た	2003年11月号 若 生 出 版 株 式 会 社
同	11804-11	マガジン・ウォー・ウルフ	2003年11月5日発行 株式会社マガジンマガジン
同	08877-11	Yha! やぁ! Hip & Lip	2003年11月号 株式会社ワニマガジン社
同	11803-11	ウォーB組	2003年11月号 株式会社マガジンマガジン
同	08595-11	M's アクション	2003年11月号 株 式 会 社 双 葉 社
同	03777-12	コットンコミック	2003年12月号 株 式 会 社 東 京 三 世 社
同	02592-11	パシャ! カルビ POWER	2003年11月増刊号 若 生 出 版 株 式 会 社
同	16677-11	グラフィコミックマガジン ドキッ!	2003年11月号 株 式 会 社 竹 書 房
同	17973-11	COMIC ペンギンクラブ 山賊版	2003年11月号 辰 巳 出 版 株 式 会 社
同	02916-11/4	グラフィコミックマガジンドキッ!スペシャル	2003年11月4日発行 株 式 会 社 竹 書 房
同	08597-11	Men's YOUNG	2003年11月号 株 式 会 社 双 葉 社
同	18295-12	漫画 ばんがいち	2003年12月号 株 式 会 社 コ ア マ ガ ジ ン
同	19151-11	ラビアン	2003年11月号 笠 倉 出 版 社
同	13773-11	コミック マノン	2003年11月号 株式会社マガジンマガジン

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第1959号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成15年11月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日

せせらぎ	小野寺説子	札幌市南区南沢2条2丁目4番1号	この法人は、誰もが自分らしく生活できる地域づくりを目指し、介護を必要とする高齢者の意思をできるだけ尊重した在宅支援、地域住民と介護に関する交流を行うことにより地域福祉の発展に寄与することを目的とする。	平成15.10.1
厚田・岩波映像資料センター	伊丸岡秀藏	厚田郡厚田村大字厚田村字発足村292-2	地域住民や特に子供たちを対象に、あらゆる分野の貴重な映像資料等を広く上映し見てもらうことにより、思考力や想像力などを身につけることが期待できる。このことは、子供の健全育成を図ることや社会教育の推進を図ること、更には地域の文化芸術の振興を図ることなどに寄与することを目的とする。	同 15.10.10
わーかーびいー	石川 秀也	札幌市厚別区上野幌3条4丁目1番12号	この法人は、障がいのある人が、自らの権利が侵されることなく、自分の意志にもとづいて、入所施設ではなく地域の中で必要かつ十分な支援を受けながら、生涯にわたってその人らしい暮らしができる社会の実現に向け、地域での障がいのある人とご家族の生活を支えるケアサービスや相談事業ならびに障がいのある人の余暇支援・文化サークル等の事業を実施し、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。	同 15.10.14
八雲ハンドメイドの会	戸田美恵子	山越郡八雲町立岩431番地	この法人は、消費者が求める安全でおいしい農産物及び農産加工食品の研究開発を推進し、その成果及び情報を社会に発信することにより、消費者の健康維持増進に寄与していくことを目的とする。	同
リカバリー	早苗 麻子	札幌市白石区東札幌3条6丁目1-1 第二小竹ビル705号室	この法人は主に依存症をはじめとする女性の精神障害者等に対し、精神的・社会的な支援サービスを提供することによって、対象者が自らの望む形で社会復帰することを支援する。また、ジェンダー（社会的性役割）の視点を重視した精神障害に関する研究・研修・啓発も行うことにより、わが国の保	同 15.10.15

			健・医療及び福祉の増進と女性の精神障害者の理解に寄与することを目的とする。	
みんとけあ	澤田 正章	北見市三輪705番地の24	この法人は、高齢者、要介護者等、心身に障害を持つ者に対して、多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう創意工夫し、福祉サービスを提供することによって、住み慣れた地域においてできるだけ自立した生活を営むことができるよう支援することをもって、公益の増進に寄与することを目的とする。	平成15.10.16
苫小牧高齢者福祉事業団	常野 廣昭	苫小牧市栄町2丁目1番1号	この法人は、高齢者の就労に関する権利を守るため、高齢者の就労機会確保に関する各種政策提言を行うと共に、高齢者の就労機会確保に関する支援、就労支援を目的とした情報提供や技能講習、高齢者と地域社会との交流に関する事業などを実施することを通じて、高齢者の就労機会の確保・拡大と社会参加の促進に努めると共に、住みよいまちづくりと地域社会における福祉の増進に寄与することを目的とする。	同 15.10.17

### 北海道告示第1960号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年3月15日までに北海道釧路支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年11月14日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 1 届出事項の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

新橋六丁目ビル 釧路市新橋大通六丁目2番地ほか

##### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社サトービル 代表取締役 佐藤 悦夫 釧路市住之江町2番1号

#### (3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社サトービル 代表取締役 佐藤 三夫

(変更後) 株式会社サトービル 代表取締役 佐藤 悦夫

#### (4) 変更の年月日 平成15年10月1日

#### (5) 変更する理由 代表者変更の為

#### 2 届出年月日 平成15年10月24日

#### 3 届出書等の縦覧

##### (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道釧路支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間 平成15年11月14日（金）から平成16年3月15日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。午前8時45分から午後5時15分まで）

### 北海道告示第1961号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更についての届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年3月15日までに北海道空知支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年11月14日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 1 届出事項の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

岩見沢東ショッピングセンター 岩見沢市東1条12丁目1-1ほか

##### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ホッコン 代表取締役 芳賀 昭雄 深川市3条9番26号

##### (3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
ホームック株式会社	午前9時30分	午前7時30分	午後9時	午後9時

マックスバリュ北海道株式会社	午前10時 (年66日は午前9時)	24時間営業	午後10時	24時間営業
有 限 会 社 レ ガ ン 株 式 会 社 ア ン ズ				
株式会社ニューステップ	午前10時	午前9時	午後10時	午後10時
株式会社げんたろう				翌午前0時
株式会社ツルハ				

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後) 24時間 (一部午前7時から午後10時)

(4) 変更する年月日 平成15年11月25日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ホームック株式会社ほか6者

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 7,417m<sup>2</sup>

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 次のとおり

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 次のとおり

(「次のとおり」は、省略し、北海道経済部地域産業課及び北海道空知支庁商工労働観光課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

2 届出年月日 平成15年10月28日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 1の(5)のエに同じ。

(2) 縦覧期間 平成15年11月14日(金)から平成16年3月15日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。午前8時45分から午後5時15分まで)

(3) その他 縦覧については、岩見沢市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は、岩見沢市へ問い合わせること。

北海道告示第1962号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地

域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年3月15日までに北海道胆振支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年11月14日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 届出事項の概要

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社ポスフル伊達店 伊達市末永町8番地1ほか

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ポスフル 代表取締役 大川 祐一

札幌市白石区本通21丁目南1番10号

株式会社コスモニー 管財人 岡田 元也

大阪市中央区久太郎町3丁目1番30号

ウ 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時 (年間60日は午前9時)

閉店時刻 午後8時 (年間60日は午後9時)

(変更後) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時45分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 開店時刻 午前9時30分 (年間60日は午前8時30分)

閉店時刻 午後8時30分 (年間60日は午後9時30分)

(変更後) 開店時刻 午前8時30分

閉店時刻 午後10時

エ 変更する年月日 平成15年10月31日

オ 上記ウの変更に係るもの以外の事項

(ア) 大規模小売店舗内において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ポスフル 代表取締役 大川 祐一

札幌市白石区本通21丁目南1番10号 ほか4者

(イ) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 8,044m<sup>2</sup>

(ウ) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 次のとおり

(エ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 次のとおり

(「次のとおり」は、省略し、北海道経済部地域産業課及び北海道胆振支庁商工

労働観光課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

(2) 届出年月日 平成15年10月30日

### 2(1) 届出事項の概要

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社ポスフル登別店 登別市若山町4丁目33-1ほか

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ハートリアルエステート 管財人 岡田 元也

大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号

ウ 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時 (年間60日は午前9時)

閉店時刻 午後8時 (年間60日は午後9時)

(変更後) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時45分

エ 変更する年月日 平成15年10月31日

オ 上記ウの変更に係るもの以外の事項

(ア) 大規模小売店舗内において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ポスフル 代表取締役 大川祐一

札幌市白石区本通21丁目南1番10号 ほか10者

(イ) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 13,889m<sup>2</sup>

(ウ) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 次のとおり

(エ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 次のとおり

1の(1)のオの(エ)に同じ。

(2) 届出年月日 平成15年10月30日

### 3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 1の(1)のオの(エ)に同じ。

(2) 縦覧期間 平成15年11月14日(金)から平成16年3月15日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。午前8時45分から午後5時15分まで)

(3) その他 縦覧については、伊達市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は、伊達市へ問い合わせること。

### 北海道告示第1963号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成15年11月14日

北海道知事 高橋 はるみ

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の名称	住所	登録有効期限
北海道第2718号	魚かす粉末	あらかす2号	窒素全量 7.0 りん酸全量 5.0	該当なし	株式会社日興商事	釧路市星が浦大通4丁目5番6号	平成21.11.4

### 北海道告示第1964号

次の生産業者から、次のとおり肥料の登録事項を変更したい旨、肥料取締法(昭和25年法律第127号)第13条第4項の規定による届出があった。

平成15年11月14日

北海道知事 高橋 はるみ

登録番号	生産業者の名称	変更の内容			変更年月日
		変更事項	変更前	変更後	
北海道第2718号	株式会社日興商事	肥料の名称	フィッシュエース	あらかす2号	平成15.11.5

### 北海道告示第1965号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年11月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 網走郡女満別町本郷404の3・457の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、375の1、375の3、375の4、404の4、404の5、427の1、427の3、427の4、444の1、444の7、463の1、463の4、西3条1丁目5の1
- 指定の目的 風害の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び女満別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第1966号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年11月14日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 士別市上士別町2445の1、2445の3、2446、3617の1、5019、5020の1、5020の3

(2) 指定の目的 干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道上川支庁経済部林務課及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林の所在場所 上川郡和寒町字東丘397の1（次の図に示す部分に限る。）、397の6、397の9、398の12、398の13、398の19、398の20、398の22、398の26、398の28、398の61、401、402

(2) 指定の目的 干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁経済部林務課及び和寒町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林の所在場所 上川郡風連町字日進2035の1、2035の3、2036の1から2036の3まで、2037の1、2037の2、2037の4、2037の6、2038、2039、2040の1、2040の3

(2) 指定の目的 干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道上川支庁経済部林務課及び風連町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第1967号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年11月14日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

礼文町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

礼文町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 保安林予定森林の所在場所 利尻郡利尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

利尻町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び利尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

5(1) 保安林予定森林の所在場所 利尻郡利尻富士町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

利尻富士町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び利尻富士町役場に備え置いて縦覧に供する。）

6(1) 保安林予定森林の所在場所 稚内市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

稚内市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

7(1) 保安林予定森林の所在場所 稚内市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

<p>(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指 定 施 業 要 件</p> <p>ア 立 木 の 伐 採 の 方 法</p> <p>(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 稚内市（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>8(1) 保安林予定森林の所在場所 枝幸郡浜頓別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養</p> <p>(3) 指 定 施 業 要 件</p> <p>ア 立 木 の 伐 採 の 方 法</p> <p>(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 浜頓別町（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び浜頓別町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>9(1) 保安林予定森林の所在場所 枝幸郡浜頓別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指 定 施 業 要 件</p> <p>ア 立 木 の 伐 採 の 方 法</p> <p>(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 浜頓別町（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p>	<p>町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び浜頓別町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>10(1) 保安林予定森林の所在場所 枝幸郡浜頓別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備</p> <p>(3) 指 定 施 業 要 件</p> <p>ア 立 木 の 伐 採 の 方 法</p> <p>(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 浜頓別町（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び浜頓別町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>11(1) 保安林予定森林の所在場所 枝幸郡中頓別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指 定 施 業 要 件</p> <p>ア 立 木 の 伐 採 の 方 法</p> <p>(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 中頓別町（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び中頓別町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>12(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡穂別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）</p>
--	---

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

穂別町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

穂別町（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び穂別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第1968号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成15年11月14日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡江差町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

江差町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び江差町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡厚沢部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 奥尻郡奥尻町・爾志郡熊石町・久遠郡大成町（以上3町国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡江差町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 飛砂の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

江差町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び江差町役場に備え置いて縦覧に供する。)

5(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡厚沢部町・奥尻郡奥尻町（以上2町国有林。の所在場所 次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

6(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡厚沢部町・上ノ国町・江差町・奥尻郡奥尻町・爾志郡乙部町・熊石町・久遠郡大成町（以上7町国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

厚沢部町・上ノ国町・江差町・熊石町（以上4町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

厚沢部町・上ノ国町・江差町・奥尻町・乙部町・熊石町・大成町（以上7町について次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

7(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡上ノ国町・久遠郡大成町（以上2町国有林。の所在場所 次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

上ノ国町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

8(1) 指定施業要件変更予定保安林 奥尻郡奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

奥尻町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。)

9(1) 指定施業要件変更予定保安林 奥尻郡奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

奥尻町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

10(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡厚沢部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

厚沢部町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

11(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡厚沢部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

厚沢部町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

12(1) 指定施業要件変更予定保安林 奥尻郡奥尻町・檜山郡上ノ国町（以上2町国有林。  
の所在場所 次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

奥尻町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

13(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡上ノ国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

上ノ国町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 14(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡上ノ国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所  
 (2) 保安林として指定された目的 干害の防備  
 (3) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。上ノ国町（次の図に示す部分に限る。）  
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 15(1) 指定施業要件変更予定保安林 爾志郡熊石町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所  
 (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養  
 (3) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。熊石町（次の図に示す部分に限る。）  
 (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。  
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び熊石町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 16(1) 指定施業要件変更予定保安林 爾志郡熊石町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所  
 (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養  
 (3) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。熊石町（次の図に示す部分に限る。）  
 (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。熊石町（次の図に示す部分に限る。）  
 (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び熊石町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 17(1) 指定施業要件変更予定保安林 久遠郡大成町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所  
 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備  
 (3) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。大成町（次の図に示す部分に限る。）  
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び大成町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 18(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡厚沢部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所  
 (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。  
厚沢部町（次の図に示す部分に限る。）
  - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
厚沢部町（次の図に示す部分に限る。）
  - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

19(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡厚沢部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。  
厚沢部町（次の図に示す部分に限る。）
  - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
厚沢部町（次の図に示す部分に限る。）
  - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

20(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡江差町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。  
江差町（次の図に示す部分に限る。）
  - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
江差町（次の図に示す部分に限る。）
  - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び江差町役場に備え置いて縦覧に供する。）

21(1) 指定施業要件変更予定保安林 爾志郡熊石町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
熊石町（次の図に示す部分に限る。）
  - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び熊石町役場に備え置いて縦覧に供する。）

22(1) 指定施業要件変更予定保安林 爾志郡熊石町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。  
熊石町（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
熊石町（次の図に示す部分に限る。）
  - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び熊石町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 23(1) 指定施業要件変更予定保安林 久遠郡大成町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大成町（次の図に示す部分に限る。）
  - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び大成町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1969号

昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。  
その関係図面は、北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。  
平成15年11月14日

北海道知事 高橋 はるみ

表の2 二級河川天野川水系目名川の項図面の欄中「第1号図」を「第1号図及び第2号図」に改める。

（図面は、省略する。）

北海道告示第1970号

山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成15年11月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 路線名 新得町道北新内線
- 2 工事区間 上川郡新得町字新内151番6地先から  
上川郡新得町字新内153番8地先まで
- 3 工事の種類 改築
- 4 工事開始の日 平成15年11月17日

北海道告示第1971号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年11月14日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類	道道				
2 道路の路線名、縦覧場所及び区域					
路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
旭 岱 鳥 山 線 北海道函館土木現業所	爾志郡乙部町字富岡79番1地先から 爾志郡乙部町字鳥山984番1地先まで	前	11.61mから 48.83mまで	2,412.50m	—
		前	12.48mから 67.14mまで	2,299.48m	—
		後	12.48mから 67.14mまで	2,299.48m	—
芽室東四条帯広線 北海道帯広土木現業所	河西郡芽室町東4条2丁目1番1地先から河西郡芽室町東芽室南2線37番2地先まで	前	14.50mから 48.80mまで	1,283.04m	道道豊頃線内芽室線 重複21.20m
		後	14.50mから 48.80mまで	1,283.04m	道道豊頃線内芽室線 重複21.20m
芽室東四条帯広線 北海道帯広土木現業所	河西郡芽室町東4条2丁目3番2地先から河西郡芽室町東芽室南2線37番2地先まで	後	27.50mから 43.90mまで	1,283.00m	道道豊頃線内芽室線 重複10.00m

北海道告示第1972号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年11月14日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 蕨台古平線	岩内郡共和町宮丘1720番1地先（一般国道229号交点）から 岩内郡共和町宮丘1715番3地先まで	平成15.11.14
道道 発足線	岩内郡共和町宮丘2900番地先から 岩内郡共和町宮丘1702番地先（道道蕨台古平線交点）まで	同

北海道告示第1973号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成15年11月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 出願年月日 平成15年9月8日
- 2 出願者
  - (1) 名称 北海道
  - (2) 住所 札幌市中央区北3条西6丁目
  - (3) 代表者の氏名 北海道知事 高橋はるみ
- 3 埋立区域
  - (1) 位置 茅部郡南茅部町字木直433番5、433番、424番、420番、419番1、414番1、412番、411番、409番、389番、398番、388番、383番、382番、377番地先の公有水面
  - (2) 区域 省略（縦覧図書のとおり）
  - (3) 面積 5,061.03㎡
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 位置 茅部郡南茅部町字木直433番4、433番5、433番、424番、420番、419番1、414番1、412番、411番、409番、389番、398番、388番、383番、382番、377番、377番2地先の公有水面
  - (2) 区域 省略（縦覧図書のとおり）
  - (3) 面積 31,626.82㎡
- 5 埋立地の用途 漁港施設用地

北海道告示第1974号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、都市計画の案を次のとおり告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。その提出先は、札幌市中央区北3条西6丁目（郵便番号 060 - 8588）北海道建設部都市計画課とする。

平成15年11月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び小樽市建築都市部都市計画課
- 2 千歳恵庭圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課、千歳市企画部まちづくり推進課及び恵庭市企画財政部都市計画課
- 3 北見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び北見市都市建設部都市計画課
- 4 夕張都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び夕張市建設水道部建設企画課
- 5 岩見沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び岩見沢市建設部まちづくり推進課
- 6 網走都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び網走市建設部都市開発課
- 7 芦別都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び芦別市建設部都市建設課

## 8 赤平都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び赤平市建設部土木課

## 9 紋別都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び紋別市建設部都市建設課

## 10 名寄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び名寄市建設部都市整備課

## 11 根室都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び根室市建設水道部都市整備課

## 12 滝川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び滝川市建設部計画課

## 13 砂川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び砂川市総務部広報広聴課

## 14 木古内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び木古内町まちづくり政策室

## 15 森都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び森町建設課

## 16 長万部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び長万部町建設課

## 17 江差都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び江差町企画振興課

## 18 倶知安都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び倶知安町経済建設部住宅都市課

## 19 古平都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び古平町建設課

## 20 余市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び余市町総務部企画政策課

## 21 長沼都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び長沼町都市計画課

## 22 下川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び下川町建設課

## 23 美深都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び美深町建設課

## 24 鶴川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び鶴川町建設水道課

## 25 本別都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び本別町建設課

26 厚岸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

- (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び厚岸町まちづくり推進課

北海道告示第1975号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。その提出先は、札幌市中央区北3条西6丁目（郵便番号 060 - 8588）北海道建設部都市計画課とする。

平成15年11月14日

北海道知事 高橋 はるみ

1 小樽都市計画区域区分に係る事項

- (1) 都市計画の種類 区域区分
- (2) 都市計画を定める土地の区域
  - ア 市街化区域に編入する土地の区域 なし
  - イ 市街化調整区域に編入する土地の区域 なし
 （縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり）
- (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び小樽市建築都市部都市計画課

2 千歳恵庭圏都市計画区域区分に係る事項

- (1) 都市計画の種類 区域区分
- (2) 都市計画を定める土地の区域
  - ア 市街化区域に編入する土地の区域 なし
  - イ 市街化調整区域に編入する土地の区域 なし
 （縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり）
- (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課、千歳市企画部まちづくり推進課及び恵庭市企画財政部都市計画課

3 北見都市計画区域区分に係る事項

- (1) 都市計画の種類 区域区分
- (2) 都市計画を定める土地の区域
  - ア 市街化区域に編入する土地の区域 なし
  - イ 市街化調整区域に編入する土地の区域 なし
 （縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり）

- (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び北見市都市建設部都市計画課

4 釧路圏都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定める土地の区域
 

種別名	称	起 点	終 点	主な経過地
幹線街路	3・2・10号星が浦西通	釧路市星が浦南5丁目	釧路市鶴野	釧路市星が浦北4丁目
幹線街路	3・3・13号星が浦海岸通	釧路市星が浦南1丁目	釧路市大楽毛	釧路市大楽毛南1丁目

（縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり）

- (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び釧路市住宅都市部都市計画課

北海道告示第1976号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が決定した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年11月14日

北海道知事 高橋 はるみ

都市計画の種類	市町村名
札幌圏都市計画地区計画（新琴似南地区）	札幌市
帯広圏都市計画地区計画（南31丁目売買地区、帯里中央地区）	帯広市
釧路圏都市計画ごみ焼却場	釧路市

北海道告示第1977号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年11月14日

北海道知事 高橋 はるみ

都市計画の種類	市町村名
札幌圏都市計画高度地区	札幌市
札幌圏都市計画用途地域	同
札幌圏都市計画下水道	同
紋別都市計画用途地域	紋別市
帯広圏都市計画地区計画（共栄地区、すずらん台地区）	音更町

中標津都市計画と畜場 遠軽都市計画道路 旭川圏都市計画公園	中標津町 遠 軽 町 旭 川 市
<b>北海道告示第1978号</b> 平成9年北海道告示第1274号（補助金等の交付に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。 平成15年11月14日 北海道知事 高 橋 はるみ	
水産林務部の事項に次の1項を加える。 54 みどりの雇用創出支援事業 同	

公 表

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。 平成15年11月14日 北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道社会貢献賞		
市（区）町村名	氏名又は団体名	功 績 の 内 容
深 川 市	富岡産業株式会社	建設雇用改善優良事業所
丸 瀬 布 町	株式会社菅野組	同
網 走 市	株式会社丸田組	同

支 庁 告 示

<b>北海道石狩支庁告示第24号</b> 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条第1項の規定により公告する。 平成15年11月14日 北海道石狩支庁長 渡 部 道 博					
住 所	商号又は名称	氏 名	登 録 番 号	登録取消年月日	
札幌市北区屯田3条6丁目3番18号 パブリック真和102号	なし	泉谷 龍二	北海道知事(1)石第02590号	平成15.10.31	

札幌市東区北6条東7丁目12番地 安藤方	サンリョウリース	李 正行 (阿部正行)	北海道知事(1)石第02452号	同
札幌市豊平区平岸4条12丁目12番2号 野澤レジデンス208号	小谷ファイナンス	小谷 昌宏	北海道知事(1)石第02505号	同
札幌市中央区双子山2丁目5番5号	フローグ	齋木 敏憲	北海道知事(1)石第02406号	同
札幌市白石区菊水元町2条4丁目4-10-302	タッチクレジット	山田 俊幸	北海道知事(1)石第02606号	同
札幌市中央区南7条西6丁目7番地1第7北海ビル305号	シンヨウリース	佐々木文雄	北海道知事(1)石第02409号	同
札幌市中央区南24条西8丁目4番3号  NEOパレス248-101号	レオン	住吉 保	北海道知事(1)石第02436号	同
札幌市中央区南7条西21丁目1番3号 ドルチェ旭ヶ丘306号	なし	白井 幸典	北海道知事(1)石第02460号	同
札幌市中央区南8条西6丁目7-24 アン・セリジェ壱番館922号	エンショップアイクル	川村比呂人	北海道知事(1)石第02474号	同
札幌市中央区南9条西9丁目3-16 オリソピア2号館1001号	稲場商事	稲場 剛士	北海道知事(1)石第02697号	同
札幌市中央区大通西14丁目3番地14 ライオンズマンション第7大通906号	アムス	逢坂 剛広	北海道知事(1)石第02565号	同
札幌市中央区南8条西13丁目3番7号 幌西パールマンション102号	なし	細川 大樹	北海道知事(1)石第02358号	同

北海道網走支庁告示第32号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成15年11月14日  
北海道網走支庁長 毛 利 明 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）  
パーソナルコンピュータ本体ほか附属品106組及びディスプレイ69台 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契 約 期 間 平成16年2月2日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年2月1日を限度に当該契約期間を延長することが

有り得る。

- (4) 納 入 場 所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎  
北海道網走市潮見4丁目113番地  
北海道網走支庁東部耕地出張所  
北海道北見市中の島1丁目2-34  
北海道網走支庁中部耕地出張所  
北海道紋別市渚滑町6丁目 北海道網走支庁西部耕地出張所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。  
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
(3) 納入した賃貸借物品について、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年11月14日から28日まで

イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093 - 8585 北海道網走市北7条西3丁目  
北海道網走支庁農業振興部調整課

- (2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁農業振興部調整課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎3階2号  
会議室（送付による場合は、郵便番号 093 - 8585 北海道網走  
市北7条西3丁目 北海道網走支庁農業振興部調整課）

- (2) 入 札 日 時 平成15年12月25日（木）午前11時（送付による場合は平成15  
年12月24日（水）午後5時までに必着のこと。）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（パソコン本体ほか附属品106組及びディスプレイ69台の1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（パソコン本体ほか附属品106組及びディスプレイ69台の1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 そ の 他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道網走支庁農業振興部調整課

イ 所 在 地 郵便番号 093 - 8585 北海道網走市北7条西3丁目  
電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 2812

- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (6) この入札の執行は、公開する。

- (7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- A . The nature and quantity of the products to be provided :  
The main personal computer with 106 accessories and 69 displays
- B . The bid tendering date and time : 11 : 00 A. M., December 25, 2003  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P. M., December 24)
- C . Contact : Coodination Division, Agricultural Promotion Department, Abashiri  
Subprefectural Office, Nishi 3-chome, Kita7-jo, Abashiri, Hokkaido 090-8585 Japan  
Phone : 0152-44-7171 Extension 2812

**北海道日高支庁告示第9号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、次のとおり一定の複数建築物の認定を取り消した。

平成15年11月14日

北海道日高支庁長 脇 田 宏 行

- |                 |                                    |
|-----------------|------------------------------------|
| 1 認 定 取 消 番 号   | 第5002号                             |
| 2 認 定 取 消 年 月 日 | 平成15年11月5日                         |
| 3 対 象 区 域       | 浦河郡浦河町緑町35 - 1の内                   |
| 4 申請者の住所及び氏名    | 札幌市中央区宮の森3条7丁目70<br>北海道森林管理局長 石島 操 |

**北海道十勝支庁告示第22号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年11月14日

北海道十勝支庁長 近 藤 光 雄

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
ホイールローダ 1.3m<sup>3</sup> 4台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成16年3月24日
- (4) 納 入 場 所 北海道十勝支庁長が別途指示する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- 3 契約条項を示す場所  
北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁総務部会計課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎3階講堂（送付による場合は、郵便番号 080 - 8588 北海道十勝支庁総務部会計課）
- (2) 入 札 日 時 平成15年12月25日 午前11時（送付による場合は、平成15年12月24日までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 7 落札者の決定方法  
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 8 契約書作成の要否  
要
- 9 そ の 他
- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い  
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成

員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道十勝支庁総務部会計課  
イ 所 在 地 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目  
電話番号 0155 - 27 - 8508

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) 入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A . Nnature and quantity of the products to be procured :

Wheel Loder 1.3m<sup>3</sup> 4

B . Bid tendering date and time :

11 : 00 A. M., December 25, 2003

(If mailed, bids must arrive no later than December 24)

C . Contact :

Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi Subprefectural Office,  
Hokkaido Government, Minami 3, Higasi 3, Obihiro, Hokkaido, 080-8588 Japan  
Phone : 0155-27-8508

## 札幌医科大学告示

### 札幌医科大学告示第78号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年11月14日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量並びに納入期日

ア 極低温槽（フリーザー） 2台 平成15年12月26日（金）

イ 極低温槽（フリーザー） 1台 同

ウ 遺伝子増幅装置 3台 同

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南 1 条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区南 1 条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課入札室

(2) 入 札 日 時

ア 極低温槽（フリーザー） 平成15年11月26日（水）午前 9 時40分

イ 極低温槽（フリーザー） 同 午前 9 時50分

ウ 遺伝子増幅装置 同 午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 7 及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

ア 極低温槽（フリーザー） 要

イ 極低温槽（フリーザー） 要

ウ 遺伝子増幅装置 要

10 入札参加申込書の提出期限及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成15年11月25日（火）
- (2) 提出場所 3に同じ。

11 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- ア 名称 札幌医科大学事務局管財課
- イ 所在地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目  
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2254

- (4) この入札及び契約を中止することが有り得る。
- (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

道十勝森づくりセンター 告 示

北海道十勝森づくりセンター告示第1号

次のとおり一般競争入札により道有財産（土地）を売り払う。  
平成15年11月14日

北海道十勝森づくりセンター所長 濱 出 惇 司

1 入札に付する土地及び入札日時

物件番号	所在地番	面積 (㎡)	入札執行日時
1	北海道十勝郡尾田町字幌内93 - 1 他3筆	75,772.73 (畑地 48,670.56) 原野 27,102.17)	平成15年12月22日午前10時

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者

3 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所

十勝郡浦幌町字東山町10 - 23 北海道十勝森づくりセンター管理課  
電話番号 01557 - 6 - 2165

4 入札執行の場所

十勝郡浦幌町字東山町10 - 23 北海道十勝森づくりセンター2階会議室

5 入札保証金

入札者は、入札しようとする金額の100分の5以上の額の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。

なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。

6 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

7 契約保証金

落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を道に納付すること。

なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、道に帰属する。

8 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は十勝森づくりセンター所長が発行する納入通知書によりその指定する期日までに指定の場所に納入すること。

9 契約の効力

この契約は、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可を受けた時から効力を有する。

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

なお、入札参加申込書には、農業委員会が発行する営農証明書を添付しなければならない。

また、入札参加者が法人である場合には、入札執行日前40日以内に発行された法人登記簿の謄本又は登記事項証明書、入札参加者が個人である場合にあっては入札執行日前40日以内に本籍地の市区町村長が発行した身分証明書及び入札執行日前40日以内に東京法務局が発行した登記されていないことの証明書を添付すること。

- (1) 申込受付期間 平成15年12月9日から16日まで
- (2) 提出場所 十勝郡浦幌町字東山町10-23  
北海道十勝森づくりセンター管理課

#### 11 現地説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成15年12月17日 午後2時
- (2) 場所 広尾郡忠類村字幌内93-1 旧忠類第2苗畑

#### 12 入札執行の公開

入札執行を公開するので、入札の傍聴を希望する者は、入札執行時刻の15分前までに入札会場において傍聴の受付を行うものとする。

なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

#### 13 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 申込者及び落札者がいない場合は、入札参加者等を対象として随意契約を行うことがある。

## 道教育庁十勝教育局告示

### 北海道教育庁十勝教育局告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年11月14日

北海道教育庁十勝教育局長 河野 憲 一

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達をする物品等の名称及び数量

北海道帯広農業高等学校学科転換に係る物品購入

- |            |                 |     |
|------------|-----------------|-----|
| ア 測量機器類    | トータルステーションほか1品目 | 12点 |
| イ 農業実習用機械類 | 汎用型コンバインほか4品目   | 5点  |
| ウ 理化学機器類   | 倒立顕微鏡ほか19品目     | 22点 |
| エ 製図機器類    | CADシステムほか2品目    | 3点  |

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

- (3) 納入期日 平成16年3月31日（水）
- (4) 納入場所 北海道帯広農業高等学校

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入等の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年11月14日（金）から12月1日（月）まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 北海道帯広市東3条南3丁目  
北海道教育庁十勝教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

#### 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎4階教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課）

##### (2) 入札日時

ア 平成15年12月24日（水）午前9時30分

イ 同 午前11時

ウ 同 午後1時30分

エ 同 午後3時

（送付による場合は、平成15年12月22日必着のこと。）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めによるところによる。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 北海道帯広農業高等学校及び池田高等学校学科転換に係る物品購入 平成15年11月

ア 食品加工機器類 高温高圧殺菌機ほか41品目

イ 家庭科（調理・被服）教育用機器類 フードプロセッサ、ミシンほか8品目

ウ 介護実習用機器類 車椅子ほか16品目

エ 音楽教育用楽器類 チェロ、譜面台ほか9品目

オ 美術教育用機器類 平板プレス機ほか18品目

(2) 北海道帯広農業高等学校及び池田高等学校学科転換に係る物品購入 平成15年11月

ア 健康教育用機械・機具類 トレーニング機器ほか17品目

イ 情報処理用機器類 パーソナルコンピュータ、会計ソフトほか14品目

ウ 学校用家具・事務用機器類 机、椅子、テレビほか14品目

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目  
電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 3117

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

(a) Survey apparatus and others (1 item, 12 units)

(b) Agricultural machines and others (4 items, 5 units)

(c) Physical science & Chemistry apparatus and others (20 items, 22 units)

(d) Drafting mashines and others (2 items, 3 units)

B Bid tendering date and time :

(a) 9 : 30 A. M., December 24, 2003

(b) 11 : 00 A. M., December 24, 2003

(c) 1 : 30 P. M., December 24, 2003

(d) 3 : 00 P. M., December 24, 2003

(If mailed, bids must arrive no later than December 22)

C Contact :

Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education Minami 3, Higashi 3, Obihiro-shi, Hokkaido, 080-8588, Japan  
Phone : 0155-24-3111 Extension 3117

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

**北海道選挙管理委員会告示第180号**

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年11月14日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋 良三

「老人保健施設ラポール朝里温泉	同	朝里川温泉 2丁目692番地109	平13. 6.11	
愛生会病院		旭川市 4条通23丁目左 7号	57.12. 8	を
旭川医科大学医学部附属病院	同	緑が丘東 2条 1丁目 1号	同	
「老人保健施設ラポール朝里温泉	同	朝里川温泉 2丁目692番地109	平13. 6.11	
旭川医科大学医学部附属病院		旭川市緑が丘東 2条 1丁目 1号	57.12. 8	に、
「旭川脳神経外科病院	同	10条通21丁目 2番地の11	同	」を
「旭川脳神経外科病院	同	10条通21丁目 2番地の11	同	」を
愛生会病院	同	東旭川町共栄223番 6	平15.11. 6	」に改める。

**道公安委員会告示**

**北海道公安委員会告示第145号**

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成15年11月14日

北海道公安委員会委員長 佐野 文男

1	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア		
	代表者の氏名	代表取締役 井置 定男		
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地		
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号口	
		型式名	CRハッピーチェイスF2	
		製造業者名	株式会社ソフィア	型式試験番号
	検定年月日	平成15年11月14日	検定番号	第32069800号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間		

2	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア		
	代表者の氏名	代表取締役 井置 定男		
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地		
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号口	
	型式名	CRハッピーチェイスF		
	製造業者名	株式会社ソフィア	型式試験番号	32070300
	検定年月日	平成15年11月14日	検定番号	第32070300号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間		
3	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリンピア		
	代表者の氏名	代表取締役 石原 昌幸		
	製造又は検査を行う事業所の所在地	沖縄県那覇市港町3丁目4番12号 神奈川県横浜市中区新山下3丁目3番43号 群馬県伊勢崎市日乃出町1038		
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	パニックマウスS		
	製造業者名	株式会社オリンピア	型式試験番号	34067600
	検定年月日	平成15年11月14日	検定番号	第34067600号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間		
4	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリンピア		
	代表者の氏名	代表取締役 石原 昌幸		
	製造又は検査を行う事業所の所在地	沖縄県那覇市港町3丁目4番12号 神奈川県横浜市中区新山下3丁目3番43号 群馬県伊勢崎市日乃出町1038		
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	アントニオノキジシンガパチスロキ		
	製造業者名	株式会社オリンピア	型式試験番号	34066400
	検定年月日	平成15年11月14日	検定番号	第34066400号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間		
5	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和		
	代表者の氏名	代表取締役 中島 潤		
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8		
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	CR・爆笑モアイYJ		
	製造業者名	株式会社平和	型式試験番号	30076000
	検定年月日	平成15年11月14日	検定番号	第30076000号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間		
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産		

6	型式の概要	遊技機の種類	ばちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
	型式名	CRミラクルマジックL			
	製造業者名	株式会社三洋物産	型式試験番号	30074000	
	検定年月日	平成15年11月14日	検定番号	第30074000号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間			
7	型式の概要	遊技機の種類	ばちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
	型式名	フィーバークリムゾンフィアDX			
	製造業者名	株式会社三共	型式試験番号	30076200	
	検定年月日	平成15年11月14日	検定番号	第30076200号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間			
8	型式の概要	遊技機の種類	ばちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
	型式名	CRサンパムーチョGS			
	製造業者名	株式会社ソフィア	型式試験番号	30050600	
	検定年月日	平成15年11月14日	検定番号	第30050600号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間			
9	型式の概要	遊技機の種類	ばちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
	型式名	CRサンパムーチョGS2			
	製造業者名	株式会社ソフィア	型式試験番号	30049600	
	検定年月日	平成15年11月14日	検定番号	第30049600号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間			
10	型式の概要	遊技機の種類	ばちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
	型式名	CR世界むかし話C			
	製造業者名	株式会社藤商事	型式試験番号	30074800	
	検定年月日	平成15年11月14日	検定番号	第30074800号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間			
11	型式の概要	遊技機の種類	ばちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
	型式名	CR世界むかし話R			
	製造業者名	株式会社藤商事	型式試験番号	30073800	
	検定年月日	平成15年11月14日	検定番号	第30073800号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間			
12	型式の概要	遊技機の種類	ばちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
	型式名	CR・爆笑モアイAJ			
	製造業者名	株式会社平和	型式試験番号	30079600	
	検定年月日	平成15年11月14日	検定番号	第30079600号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間			
13	型式の概要	遊技機の種類	ばちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号ロ			
	型式名	CRイタリアンドリームS2			
	製造業者名	株式会社三洋物産	型式試験番号	32069500	
	検定年月日	平成15年11月14日	検定番号	第32069500号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間			
14	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号			
	型式名	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社ミズホ			
	製造業者名	株式会社安藤 壽雄	型式試験番号	32069500	
	検定年月日	平成15年11月14日	検定番号	第32069500号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間			

概要	型 式 名	アンザイヒロコノウゴンノヒホウX	
	製造業者名	株式会社ミズホ	型式試験番号 34064900
検 定 年 月 日	平成15年11月14日	検 定 番 号	第34064900号
検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間		
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中西区太平通一丁目3番地 株式会社高尾		
代表者の氏名	代表取締役 内ヶ島 敏 博		
製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県名古屋市中西区篤元町一丁目35番地		
型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型 式 名	CR男浜幸日本-X	
	製造業者名	株式会社高尾	型式試験番号 30079700
検 定 年 月 日	平成15年11月14日	検 定 番 号	第30079700号
検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間		
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市西区見寄町125番地 タイヨーエレック株式会社		
代表者の氏名	代表取締役 佐 藤 英理子		
製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県名古屋市西区見寄町125番地		
型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型 式 名	CRガチンコ7S	
	製造業者名	タイヨーエレック株式会社	型式試験番号 30076500
検 定 年 月 日	平成15年11月14日	検 定 番 号	第30076500号
検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間		
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市西区見寄町125番地 タイヨーエレック株式会社		
代表者の氏名	代表取締役 佐 藤 英理子		
製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県名古屋市西区見寄町125番地		
型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型 式 名	CRガチンコ7P	
	製造業者名	タイヨーエレック株式会社	型式試験番号 30072700
検 定 年 月 日	平成15年11月14日	検 定 番 号	第30072700号
検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間		
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市西区見寄町125番地 タイヨーエレック株式会社		
代表者の氏名	代表取締役 佐 藤 英理子		
製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県名古屋市西区見寄町125番地		
型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型 式 名	CRガチンコ7X	
	製造業者名	タイヨーエレック株式会社	型式試験番号 30077300

概要	検 定 年 月 日	平成15年11月14日	検 定 番 号	第30077300号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間		
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市西区見寄町125番地 タイヨーエレック株式会社			
代表者の氏名	代表取締役 佐 藤 英理子			
製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県名古屋市西区見寄町125番地			
型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
	型 式 名	CRガチンコ7R		
	製造業者名	タイヨーエレック株式会社	型式試験番号 30076800	
検 定 年 月 日	平成15年11月14日	検 定 番 号	第30076800号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野三丁目12番9号 株式会社エース電研			
代表者の氏名	代表取締役 武 本 孝 俊			
製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目198番地1			
型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
	型 式 名	CRウインターコレクション SX		
	製造業者名	株式会社エース電研	型式試験番号 30078200	
検 定 年 月 日	平成15年11月14日	検 定 番 号	第30078200号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野三丁目12番9号 株式会社エース電研			
代表者の氏名	代表取締役 武 本 孝 俊			
製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目198番地1			
型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
	型 式 名	CRウインターコレクション VX		
	製造業者名	株式会社エース電研	型式試験番号 30078700	
検 定 年 月 日	平成15年11月14日	検 定 番 号	第30078700号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共			
代表者の氏名	代表取締役社長 壽 島 秀 行			
製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1			
型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
	型 式 名	キングスターDX		
	製造業者名	株式会社三共	型式試験番号 31077000	
検 定 年 月 日	平成15年11月14日	検 定 番 号	第31077000号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間			

23	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共		
	代表者の氏名	代表取締役社長 毒島 秀行		
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1		
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型式名	CRキングスターGP	
		製造業者名	株式会社三共	型式試験番号 31074100
検定年月日	平成15年11月14日	検定番号	第31074100号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間			
24	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ガイドー		
	代表者の氏名	代表取締役 竇田 久治		
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地		
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型式名	CRフィーバー鉄戦騎STM	
		製造業者名	株式会社ガイドー	型式試験番号 30079800
検定年月日	平成15年11月14日	検定番号	第30079800号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間			
25	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	岡山県新見市高尾362番地の1 山佐株式会社		
	代表者の氏名	代表取締役 佐野 慎一		
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	岡山県浅口市寄島町12155-142番地		
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
		型式名	ワイルドウルFR	
		製造業者名	山佐株式会社	型式試験番号 34066500
検定年月日	平成15年11月14日	検定番号	第34066500号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間			
26	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地 株式会社高尾		
	代表者の氏名	代表取締役 内ヶ島 敏博		
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県名古屋市中川区蕨元町一丁目35番地		
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号ロ	
		型式名	CR虎せますV	
		製造業者名	株式会社高尾	型式試験番号 32073100
検定年月日	平成15年11月14日	検定番号	第32073100号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年11月14日）から3年間			

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第153号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年11月14日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
オンラインシステム用端末装置の賃貸借 982式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成16年2月6日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成21年2月5日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年11月14日から12月12日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場

(送付による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道警察本部総務部会計課)

- (2) 入札日時 平成15年12月24日 午前10時 (送付による場合は、必着)  
(3) 開札場所 (1)に同じ。  
(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金  
入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。  
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格 (1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格 (1月当たりの単価)をもって入札 (有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否  
要

10 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。  
(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。)の取扱い  
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。  
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
ア 名称 北海道警察本部総務部会計課  
イ 所在地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236  
(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨  
(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。  
(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- A . The nature and quantity of products to be procured :  
Personal Computer for Online System 982 sets  
B . Bid tendering time and date : 10 : 00 A. M., December 24, 2003  
C . For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department,  
Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo,  
Hokkaido, 060-8520 Japan  
Phone : 011-251-0110 Extension 2236

北海道警察本部告示第154号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。)を実施する。  
平成15年11月14日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量  
交通反則納付書 (仮納付用) 41,000組  
同 (送付通信用) 4,500組  
同 (交付通信用) 6,000組  
同 (特例再交付用) 7,000組  
(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。  
(3) 納入期日 平成15年12月19日  
(4) 納入場所 契約担当者等の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する印刷物の製造の資格を有すること。  
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場  
(2) 入札日時 平成15年11月25日 午後1時30分  
(3) 開札場所 (1)に同じ。  
(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 郵便等又は電報による入札  
郵便等又は電報による入札は、認めない。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
  - (1) 交 付 場 所 3に同じ。
  - (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法  
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否  
要
- 10 そ の 他
  - (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
  - (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
    - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
    - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
  - (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
    - ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
    - イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
  - (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
  - (5) この入札の執行は、公開する。
  - (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道警察本部告示第155号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年11月14日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ミニパトカー 29台
- 2 落札を決定した日  
平成15年9月24日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏 名 株式会社スズキ自販北海道
  - (2) 住 所 札幌市東区北30条東1丁目1番44号
- 4 落札金額  
35,474,250円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成15年北海道警察本部告示第106号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
  - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目